

危険有害性の「見える化」を進め、 みんなで目指そう信州一の安心・健康職場

～ 信州・危険の「見える化」推進運動実施中 ～

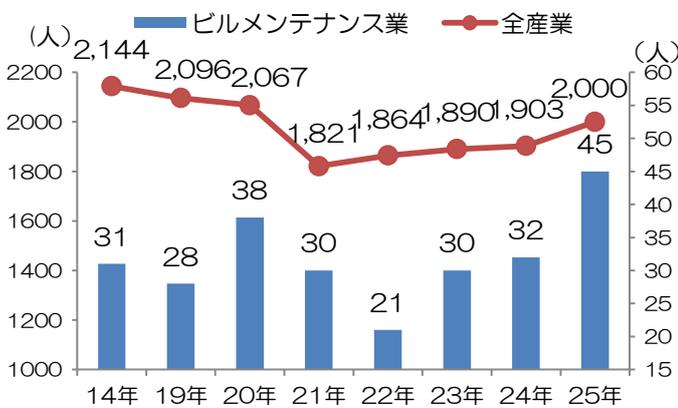
健康安全 壁新聞

ビルメンテナンス業編



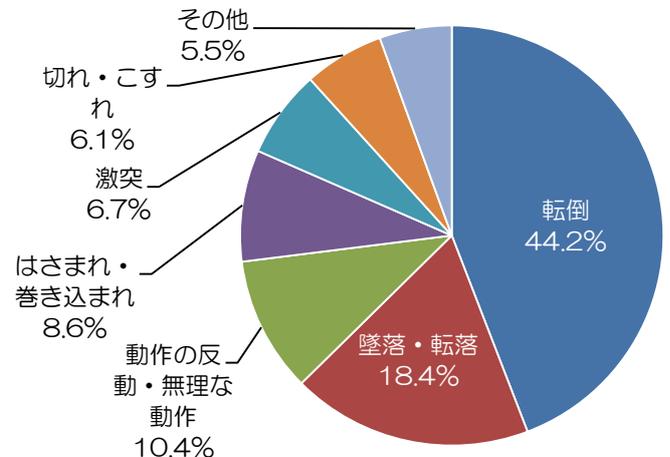
ビルメンテナンス業で働く人の労働災害が急増しています。平成25年には45人（40.6%増）と大幅に増加しました。死傷者の多くは、清掃作業中に滑ったり、つまづいたりしたための「転倒」、階段やはしご、踏み台等からの「墜落・転落」等により被災しています。

■死傷者数(休業4日以上)の推移



労働者死傷病報告(休業4日以上、長野労働局管内)

■事故の型別労働災害発生状況(ビルメンテナンス業)



労働者死傷病報告(休業4日以上、平成21年～平成25年、長野労働局管内)

いま対策を!



基本は4S・・・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」

転倒災害の防止

1. 作業場所の歩行面にある設備や段差等で、つまずくおそれなどがある場合は、作業前に作業者に周知しましょう。また、できる限り、顧客先の理解を得て、安全通路の確保に努めましょう。
2. 作業中は、つまづき、すべり等のないように、足元の確認・注意や、用具等の整理整頓を徹底しましょう。
3. 通路等の水濡れは、すぐにふき取りましょう。また、乾くまで注意喚起の標識を表示しましょう。
4. 駐車場や作業場所の床面、階段等の凍結の状態を十分に確認し、事前にすべり止め等の措置を行いましょう。
5. 履物は、滑りにくいのを履きましょう。
6. ポケットに手を入れたまま、歩いたり走ったりしないようにしましょう(ポケ手禁止)。



墜落・転落災害の防止

1. 階段の昇降時には、両手で物を持たないようにしましょう。
2. はしご、踏み台、脚立は安定させて使用しましょう。
3. 通路等ではしごや脚立を使用する場合は、通行者の注意喚起のための標識を設置しましょう。
4. 椅子を踏み台代わりに使わないようにしましょう。
5. 窓ガラスの清掃作業で、窓枠等を足場とする場合は、安全带及び保護帽を使用しましょう。

ビルメンテナンス業の基本的な安全衛生管理

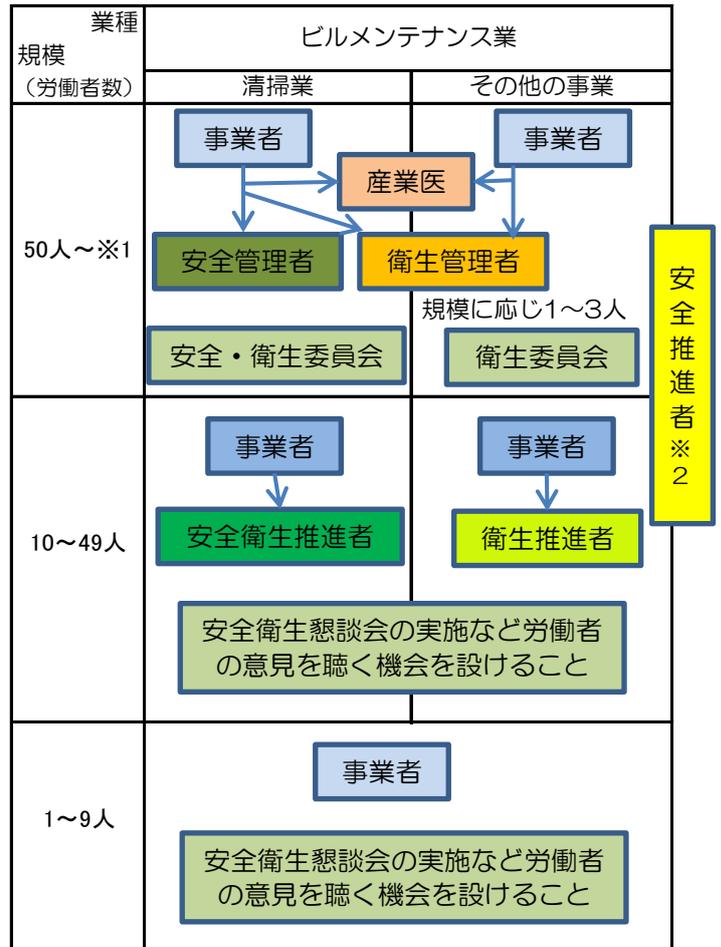
ビルメンテナンス業に必要な安全衛生管理体制

- 各種管理者等を選任しましょう。
 - (1) 総括安全衛生管理者：清掃業の労働者数100人以上（その他の事業の1,000人以上）
 - (2) 安全管理者：清掃業の労働者数50人以上
 - (3) 衛生管理者：労働者数50人以上
 - (4) 産業医：労働者数50人以上
 - (5) 安全衛生推進者：清掃業の労働者数10人以上50人未満
 - (6) 衛生推進者：その他の事業の労働者数10人以上50人未満
 - (7) 安全推進者：その他の事業の労働者数10人以上※2
- 労働者から意見を聴くための委員会等を設置しましょう。
 - (1) 安全・衛生委員会：清掃業の労働者数50人以上
 - (2) 衛生委員会：その他の事業の労働者数50人以上
 - (3) 安全衛生懇談会等：(1)又は(2)以外の事業場
 - (4) 安全・衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

ビルメンテナンス業での具体的な安全衛生対策の取組

- (1) 職場が顧客先の施設等のため、事前に災害の芽（リスク）を見つけ、必要な対策を講じましょう。
- (2) 職場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底しましょう。
- (3) 危険予知（KY）活動などにより、労働者の危険感受性を高めましょう。
- (4) 床・階段を歩行する場合には、急がず、ゆっくりと確認しながら移動しましょう。
- (5) 作業に使用する機械・器具等については、作業前に点検を行い、適切に取り扱いましょう。

事業場規模別安全衛生管理体制



※1清掃業の100人以上、その他の事業の1,000人以上の事業場では、これらに加え総括安全衛生管理者を選任する必要があります。

※2その他の事業で常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全推進者を選任しましょう。（「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定されました。）

健康診断の実施と健康管理

- (1) 常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。深夜業などに従事させる労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。
- (2) 健康診断の結果は、本人に通知するとともに、有所見者に対しては、産業医等から意見を聴き、就業上の措置を決定しましょ。
- (3) 要精密検査、要治療等と診断された労働者に対しては、医療機関での受診を勧奨しましょ。
- (4) 労働者は、日頃から運動するよう心がけ、健康の保持増進に努めましょ。

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください（長野労働局ホームページからダウンロードできます。）。

- ◆ [「ビルメンテナンス業における労働災害防止のためのガイドライン」](#)
- ◆ [「労働安全衛生法第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」](#)

